

公立大学法人下関市立大学職員出向規程

平成19年4月1日

規程第29号

改正 平成29年3月1日規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第41条の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学(以下「法人」という。)の職員の出向に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員就業規則第2条第2項第1号に規定する教員及び同項第2号に規定する事務職員に適用する。

(出向)

第3条 理事長は、教員に対し、その専攻する学問分野について研究に専念させ、教育及び研究能力を向上させることを目的として、法人以外の公立大学法人、その他法人が認める団体等に出向を命じることができる。

2 理事長は、事務職員に対し、その専門性と事務処理能力を向上させることを目的として、出向先に出向を命じることができる。

(事務職員研修出向)

第4条 事務職員研修出向とは、幅広い視野を持った事務職員を養成するため、理事長が指名する事務職員を出向先に出向させることをいう。

2 事務職員研修出向の期間は、1年以内とする。

(服務等)

第5条 出向中の職員(以下「出向職員」という。)は、法人の名誉及び信用の保持に努め、誠実に業務を遂行しなければならない。

2 出向先が出向職員の業務等に対して行う表彰は、これを妨げない。

(復帰)

第6条 職員は、命じられた出向期間が満了した場合は、法人に復帰するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、出向期間中であっても、次の各号に掲げる場合は、当該命令を解き、法人への復帰を命じることができる。

(1) 出向先の定める休職又は解雇の事由に該当することとなる場合

(2) 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先において業務に従事することが困難となる場合

(3) 出向職員から退職願の提出があった場合

(4) その他必要と認められる場合

(出向職員の給与)

第7条 出向職員には、給与を支給する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の出向に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日規程第15号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。